

富士市監査委員公表第2号

富士市監査基準第30条第1項の規定により、監査対象機関の長等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年6月11日

富士市監査委員 高橋 富晴

富士市監査委員 伊藤 邦光

富士市監査委員 山下 いづみ

1 対象の監査等

定期監査（令和7年度第1回）

2 措置方針の通知年月日

令和8年1月13日

3 措置を講じた組織

上下水道部 生活排水対策課

4 処置結果

昨年度に収入した使用料について、過年度分減額更正に伴う還付処理を歳入科目で行っているものが見受けられたが、出納閉鎖後の処理のため、歳出科目から還付する必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

過年度分の減額更正に伴う還付について、償還金として現年度歳出から還付をするという認識が不足していました。

中野台下水処理区域内という狭い区域内での過年度分の還付は、ほとんどなく、処理を経験した職員もおらず、処理手順も整備されていなかったため、現年度の還付と同じ対応をしてしまいました。

今回の処置結果を受け、財政課、会計室と相談し、償還金の科目設定を行い、支出していた還付金をあらためて償還金からの支出をする形に修正しました。

今後の対応策として

- ・ 還付処理を行う年度区分の確認
- ・ 償還金処理手続きのマニュアルの作成

を行い、過年度分の還付について正しく処理ができる体制を整えていきます。

1 対象の監査等

定期監査（令和7年度第1回）

2 措置方針の通知年月日

令和8年1月23日

3 措置を講じた組織

総務部 シティプロモーション課

4 処置結果

一部の委託料において、請書を受領せずに業務を履行させていた。適切な事務処理を行う必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

① 原因

委託業務開始前に請書の受領を確認するという事務手続きが徹底されておらず、スケジュール優先で事務確認が後回しになり、チェック体制が機能していませんでした。

② 今回の処置結果を受けて行ったこと

当該業務委託について、請書を速やかに受領し、書面管理を適正化しました。

関連する委託契約書類を再点検し、不備がないか確認しました。

担当者間で今回の事案を共有し、請書受領の重要性について再確認しました。

③ 今後の対応策

請書受領前に業務開始しないルールについて、全担当者に再度周知徹底します。

定期的に担当者向けの契約事務に係る周知・確認の場を設け、事務処理の基本を継続的に確認します。

1 対象の監査等

定期監査（令和7年度第2回）

2 措置方針の通知年月日

令和8年4月6日

3 措置を講じた組織

環境部 新環境クリーンセンター

4 処置結果

一部の売払契約において、契約書を紛失していた。売払代金等に疑義が生じることとなるため、書類の管理を徹底する必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

- ① 企業と契約書類のやり取りを担当していた職員が休みがちであり、また5月から現在も病欠が続いておりますが、組織として契約の進捗状況の管理ができておりませんでした。紛失した契約書は3部になります。
- ② 各企業に連絡し契約書の有無を確認したところいずれの企業も自社分の契約書は所持していました。
このうち1社については、市の控え分も保管していたため、返却を受けました。残りの契約書2部については、市の控分を再作成いたしました。
- ③ 再発防止として、契約台帳に契約收受のチェック欄を設け、複数の職員による確認を行うとともに担当者への声かけを行います。

1 対象の監査等

定期監査（令和7年度第2回）

2 措置方針の通知年月日

令和8年4月14日

3 措置を講じた組織

建設部 建設総務課

4 処置結果

河川使用料において過去10年度分にわたり、誤って二重に徴収していた。適正な事務を行う必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

① 今回の処置結果が発生してしまった原因

通行路橋の占用申請があり許可をいたしました。翌年度に同申請の工期変更申請が提出されましたが、誤って新規の占用許可として二重に登録してしまいました。

② 今回の処置結果を受けて行ったこと

対象となる占用物件について、改めて内容を精査し、還付に向けた事務手続きを速やかに進めました。また、同様な案件がないか確認するため、同一敷地で複数の占用許可を受けている占用申請の調査を実施いたしました。

該当する申請が数件確認されましたが、申請図面および記録を詳細に調査したところ、いずれも二重登録の申請でないことを確認しました。

③ 今後、同じことを起こさないための対応策

対応策として、1申請に複数の許可番号を付与されないシステムに改良しました。また、システムに登録する場合は、複数名による内容確認を実施しております。さらに、確認後は統括主幹への報告を経て課長の承認を得る手続きとすることで、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めております。

1 対象の監査等

財政援助団体等監査（令和7年度出資団体監査）

2 措置方針の通知年月日

令和8年4月24日（一般社団法人 富士山観光交流ビューロー）

4月15日（産業交流部 交流観光課）

3 措置を講じた組織

一般社団法人 富士山観光交流ビューロー 及び 産業交流部 交流観光課

4 処置結果

要領等に基づかない支出が長年継続していたほか、定款等に基づかない事務処理が多数確認されたことなどから、団体の内部統制の不備が懸念される。既存事業の実施手法や支出内容が定款等に抵触していないか確認するとともに、定期的に定款等を確認する仕組みを設けるなど、団体の内部統制を強化する必要がある。

また、所管課は出資団体に対する指導監督を強化し、適正な事務手続が行われていることを確認する必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

（一般社団法人 富士山観光交流ビューロー）

今回の監査を機に、改めて規程・要領等と現状の事務処理に相違がないか照合作業を行いました。相違が生じている点については、事務処理の是正や、規程・要領の改正を行い、適正な運用を行っていきます。

また、年に1回、所管課を交えて、規程・要領等に基づいた適正な事務処理が行われているか確認を行うこととします。

（産業交流部 交流観光課）

日当や宿泊料など、市に準じた支払額・方法となるよう要領の修正を指導します。

要領、定款等に定められた適正な事務手続きが実施されているか、年に1回、当該団体に対して確認します。

1 対象の監査等

財政援助団体等監査（令和7年度出資団体監査）

2 措置方針の通知年月日

令和8年4月24日（一般社団法人 富士山観光交流ビューロー）

6月2日（産業交流部 交流観光課）

3 措置を講じた組織

一般社団法人 富士山観光交流ビューロー 及び 産業交流部 交流観光課

4 処置結果

令和6年度末において財務調整積立資産を10,000,000円計上しており、期中の事業資金として運用していたが、事業資金の不足は基金の繰替運用等で対応できると考えられるため、積立金の必要性を精査する必要がある。

また、正当な理由のない積立金は市補助金の返戻等の対象となるため、所管課は補助金額の妥当性を検討する必要がある。

5 処置区分

「指導」

6 措置方針

（一般社団法人 富士山観光交流ビューロー）

事業資金の不足に関し、基金の取扱いについては規程に基づき、今後活用していくものとします。構成団体の立替金支出については、構成団体と協議を行い、調整を図っていきます。市補助金受給の前倒しについては、支出見込みを確認しながら、所管課と補助金受給の時期を調整していきます。

そのほか、資金繰り改善のため経費削減に取り組むとともに、旅行商品の企画販売や、レンタサイクル事業や荷物預かり事業などの料金見直しを行うなど、収益増加に向けて取り組んでいきます。

財務調整積立資産は、事業資金の不足による一時的な立て替えのほか、予定外の事業の執行等に備えておくために積み立てています。一時的な立て替えであれば他の方法により対応することも考えられますが、不測の事態に対応するためには、ある程度の積み立てが必要と考えます。積立額に関しては、今後精査していきます。

（産業交流部 交流観光課）

国庫補助事業を実施するための自己資金や、突発的な退職金等の支払いに備えて、一定の積立金や基金は必要と考える一方、過度な積立とならないよう指導します。

また、積立金に関して、常時当課で監督するものとし、内容が不適切または過剰

な場合、返戻する必要があることを共有事項とします。

市補助金については、受給時期を年度当初の早い時期とします。

1 対象の監査等

財政援助団体等監査（令和7年度出資団体監査）

2 措置方針の通知年月日

令和8年4月24日

3 措置を講じた組織

一般社団法人 富士山観光交流ビューロー

4 処置結果

役員や職員に対する旅費の支給などにおいて、要領等に基づかない支出が多数確認された。過年度に遡って支給状況を確認し、一般社団法人として適切な対応を行うとともに、要領等の厳格な運用と再発防止を強く求める。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

職員の静岡市への出張に対する新幹線の特急料金の支給（遅くとも平成27年度～）、理事の退任等に伴う記念品等の購入（令和元年度～63,470円）、職員の実父死亡に対する花環代の支給（6,600円）、職員の年始勤務に対して休日勤務手当ではなく定額の特別勤務手当（令和元年度～1月2日勤務10,000円、1月3日勤務7,500円）の支給を行っていました。慣例的に支給されていたため、今後は規定に基づいた支出を行い、不適切な支出は行いません。

役員に対する旅費及び臨時職員の通勤手当に関しては、実態を踏まえ規程・要領の改正を行い、運用していきます。

1 対象の監査等

財政援助団体等監査（令和7年度出資団体監査）

2 措置方針の通知年月日

令和8年4月24日

3 措置を講じた組織

一般社団法人 富士山観光交流ビューロー

4 処置結果

支出負担行為伺書を作成せず支出を行うなど、定款や規程等に基づかない事務処理が多数確認されたので、定款等を改正するか事務処理方法を見直す必要がある。なお、前回の監査と同様の処置を受けたものについては、直ちに改善を図るよう求める。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

事務処理方法の見直しを行い、今後は支出負担行為伺書等の書類の作成など、定款・規程等に基づいた処理を行います。また、従前の事務処理方法を踏まえ規程を改正し、支出負担行為兼支出命令について規定を追加して運用を行っていきます。令和2年度の監査で指摘を受けた点についても、改善していきます。

1 対象の監査等

財政援助団体等監査（令和7年度出資団体監査）

2 措置方針の通知年月日

令和8年4月24日

3 措置を講じた組織

一般社団法人 富士山観光交流ビューロー

4 処置結果

令和6年度会費について、未収金110,000円が財務諸表に計上されていなかった。また、期中の現金、未収金、未払金などの科目でほぼ仕訳が行われておらず、主要な収入や支出が現金主義に基づいて仕訳されていた。会費未収金の債権管理を適切に行うとともに、その他の科目についても発生主義に基づいて職員が記帳する必要がある。

なお、会費未収金の取り扱いについては前回の監査でも同様の処置を受けているため、直ちに改善を図るよう求める。

5 処置区分

「指導」

6 措置方針

今後、未収の会費は未収金に計上していきます。なお、貸倒れ基準の作成については、定款において2年以上会費を滞納したときは会員の資格を喪失することを規定しているため、これに基づき貸倒れの事務処理を行っていきます。

令和8年度から会計システムを導入し、財務諸表は職員が記帳するようにします。また、期中においても発生主義に基づいた記帳を行っていきます。

1 対象の監査等

財政援助団体等監査（令和7年度出資団体監査）

2 措置方針の通知年月日

令和8年4月24日

3 措置を講じた組織

一般社団法人 富士山観光交流ビューロー

4 処置結果

商品について、物品管理簿などが整備されておらず、現存数の確認だけが行われている状況だった。適切な在庫管理を行うため、日々の入庫と出庫を記録した帳簿を整備する必要がある。

また、一部の商品で在庫が過大になっている傾向がみられたため、出庫数や販売数を考慮して仕入を行う必要がある。

5 処置区分

「指導」

6 措置方針

今後は物品管理簿を整備し、日々の入庫と出庫を帳簿に記録していきます。

また、今後は在庫の状況を見ながら在庫が過大にならないよう適切な仕入を行っていきます。

1 対象の監査等

財政援助団体等監査（令和7年度出資団体監査）

2 措置方針の通知年月日

令和8年4月24日

3 措置を講じた組織

一般社団法人 富士山観光交流ビューロー

4 処置結果

貯蔵品である富士山百景マスターコレクション（写真集）は一般販売を行っているが、直近で作成したものは仕入原価が販売価格を上回っており、利益が発生しない状況となっていた。また、過去に作成した数千冊が簿外の在庫として滞留していた。販売実績等を考慮すると今後も利益は見込めないと考えられるため、一般販売の終了を含めて適切な手法を検討する必要がある。

なお、多量の簿外貯蔵品については注記に記載するとともに、在庫整理を進めるため販路の拡大を検討されたい。

5 処置区分

「指導」

6 措置方針

マスターコレクションについては、イベント会場や集客が見込める場所での販売を行うなど販路の拡大を図るとともに、適切な手法について検討を行っていきます。

制作から3年が経過したマスターコレクションは、簿外貯蔵品として注記に記載します。